

と一番高いところが次官であります
が、次官より高く、大臣より低くなる
ことと存じます。高等裁判所の檢事長
あたりがそうでなかつたかと存じま
す。それから第七條の第二項は、國會
議員の方で委員になられる方について
は、その差額を支給する。どちらか多
ければ、國會議員の額の方が多ければ
支給せず、こちらの方が多ければその
差額だけを支給する、こういうところ
の意味の規定であります。

書いてあるのでありまして、「事務局には、政令の定めるところにより、必要な職員を置く。但し一級官及び二級官の定員は、通じて十二人を超えてはならない。」即ち昔の高等官と申しますか、そういう人は通じて十二人を超えてはならないという限定がされております。

それから附則に参りまして、「この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する」とあります。

なつております。御審議を若し得まして、御議決を得てこれが成立いたしましたならば、これを公布いたします。そして公布の日の後三十日を経過した日からこれを施行することになるといふことになるわけでありまして、一方内務省の廢止ということが十二月三十一日ということを予定されておりますので、この法律は一月一日から施行になるように御議決を願つて、公布が得れば一番円滑に參るのではないかと

と期待しておるわけでございます。

それから附則の第二項でございますが、これは「公布の日から九十日以内」が、これと十二月の初めに公布になりますと、二月の末頃までに、或いは三

を此れを現念せまして、とにかく

第三点は存続期間であります。地方財政の現況に鑑みまして、政府は速

委員会の性格、趣旨、目的というものを簡単に表現したものでございます。

ります。これはいづれも内閣総理大臣の任命ということに最後の形は相成

委員会にはどういふ例がよくある事例でございます。一般官吏の俸給という

そうすると十二月の初めに公布になり、二月の末頃までに、或いは三

月の極く初めの頃までに第二條の規定即ち財政の自主化を図るための計画案を法案にして国会に提出をしなければならぬということになつております。それで即ちこの委員会ができました、六十日の間に作業をいたしまして、財政自主化の法案を提案しなければならぬということに相成つておるのであります。

それから第三項におきまして、併しなからそれが、国会に出まして、それがいづれかの経過を辿り、直ぐに成立する場合もありましようし、いろいろ御審議を受けて、修正をされたり、迂余曲折する場合も予想されるわけでありまして、それから尙それによつて追加修正をするような、又計画も樹てなければならぬことも予想されます。それからこれが成立いたしましたし、それを実行するまでにはいろいろの準備が要る。或いは実行されてから、後においても、それがうまく実行されてレールに乗つて完全に地方財政の自主化が行われるというに至るまでは、相当な努力を要するということとは十分予想されたところであります。

この法律公布の日から一年間を限り、存続する」とございまして、そういうものと、一年間で地方財政の自主化しようか、これが一つ。

もう一つは、この地方財政委員会の外に、全国選挙管理委員会と警察法による公安委員会、種々の委員会が内務省の解体後にできるものであります。そのために次官級の委員が二十人近くもできるわけでありまして、この國家財政の困難なときに、そういう高給な人が大勢でましますことについて、内務大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

て、それこれを脱合せまして、とにかくできるだけ早く作り上げて行く、事情の許す限りこれを早く作り上げて行くことに努力するといふ目標の下に「二年間を限り」ということになつてしまつたわけでありまして、最善の努力を圖りまして一年以内にこれを仕上げて行きたい。かように考へておるわけであり

ます。

それから第五項においては、委員が全責任をなされるまでの間に時間を要する場合を万一手配いたしましたして、五名の中四人しか任命されなければならぬ人では会議ができる。三人しか任命されなければならぬ人では、こういうことを書いてあるわけでありまして、

それから末項におきましては、先程大臣からも御説明がございましたように、この期間は計画期間であります。本来計画期間でありまして、そういう地方財政の自主化法案を策定し、それがうまく行くかどうかを一ケ年ブレイクし、又必要な報告をすることを本来の任務とする期間であります。地方税その他の法律によつて、地方税法について中央政府が持つておられます。いろいろの権限が、現在存在しておる内務大臣に所屬しておるものであります。これが内務省が十二月三十一日を以て廃止になります。その後どこへ所屬するかという、これは臨時にこの財政委員会の補佐によつて臨時の権限に属する。こういう臨時の措置を書いてあるわけでありまして、この意味は分ると存じますが、第二條に基いて財政自主化の法律案ができた場合には、自主化でありますから、中央政府の持つておる地方財政に関する権限というの、極力これを縮小又は廃止するのを以て理想とすると存じます。それでも若干のものは中央政府に、財政の特殊件から或いは残るのではないかと

ことも考へられるのであります。その場合に、それをどの機関に、どの省に属せしめようか、或いはどういふ機関を作つてそこでやらせようかという、これは、その財政自主化法律案の成立工合、それによつて残るところの残存の権限、そういうものと脱合させて、この委員会が地方財政の將來を慮つて最も適當なところを所屬させるように法律案を策定して、国会にお諮りをして決めるべきである。かような見地からいたしまして、その間はいろいろにも属せしめず、その産後であるところのこの委員会が臨時附加的にそういう自主的な権限を行なつて行く。かような趣旨からこの末項ができたところのわけでありまして、

誠に簡單であります。逐條的に概略の御説明をいたした次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 只今までの内務大臣及び地方局長の説明に対して御質問があれば御開陳を願ひたいと思ひます。

○黒川武雄君 この地方財政委員会は「この法律公布の日から一年間を限り、存続する」とございまして、そういうものと、一年間で地方財政の自主化しようか、これが一つ。

○委員長(吉川末次郎君) 内務省の解体でそれ、これが分離して参ります方面においてお説のような委員会ができました。その委員会の委員の待遇は、先ず次官級と大臣の中間における程度の手当を支給いたしますが、これくらいなことは國家財政がほぼどま窮迫しております。大したことはなからう、こう考へております。これは全体で二十人くらいでありまして、どれくらいになりますか、七千五百円といふと、十四万幾らになると思ひますが、とにかく二十万円でいふくらいに予算でありますので、こういう解体に伴つて、地方自治の強化をいたします上に、それくらいは國家の金は止むを得ないと考へております。

○黒川武雄君 期限のことは……

○政府委員(林義三君) この財政委員会の期限一年という点でございますが、これは私は固より地方財政といふものはいろいろ大切なことであると共に、なか／＼中央財政ともこれは表裏をなしておる複雑な問題でありますので、この自主化といふことを企てて、相当効果あらしめるように持つて行きます。今後は國家として地方としても多大な努力を要するものと思はれるのであります。併しなから一方地方分権といふことも亦これをやらなければ國體を欠くと存じます。又これは地方分権を一日も早く実現して、地方の民主化といふものの實際の姿を作り上げるといふことも國家として急務だと存するわけでありまして、そこで相当努力を要し、相当苦勞もございまして、併し余りにこれを長く掛けることも適當ではない、かように考へるわけでございます。

○委員長(吉川末次郎君) この際申上げますが、内務大臣から申出がございまして、只今林國務相の問題について閣議が開会されておる途中にございまして、特に御出席を願つておりますので、内務大臣にこの際本法案に關しまして特に聴いて置きたいといふような條項につきましてのみ先に一つ御質問を願ひたいと思ひます。尙地方局長その他の政府委員の答弁で大体用が足りるといふ質問は、後に残して置いて、内務大臣に對する質問だけ先にして置きたいと思ひます。

○中井光次君 只今の地方財政委員会、御説明を承つたのであります。前に御撤回になりました際には、内務省の解体と同時に、公安廳、地方自治委員会、建設院というような案を同時に具して御提案になりましたので、當時は案を頂いても或る形を保持することができたのであります。その後御撤回になつて、或いは警察法となり、或いは地方財政委員会となり、ばらばらに出て来るのであります。或いは選挙の問題でありますとか、建設院の問題でありますとか、その他我々の氣が付かない部分につきましての内務省解体に伴う國家の方法につきましては、殊に建設院の問題等は、そのまゝになつておるわけでありまして、全

このは又補つて完全なる施行を後附けして行つて、これを確保して実施に移して行く。これを一ケ年以内にやるといふ予定の下にこの存続期間を一ケ年といふことにいたしておるわけであり

○委員長(吉川末次郎君) 内務省の解体でそれ、これが分離して参ります方面においてお説のような委員会ができました。その委員会の委員の待遇は、先ず次官級と大臣の中間における程度の手当を支給いたしますが、これくらいなことは國家財政がほぼどま窮迫しております。大したことはなからう、こう考へております。これは全体で二十人くらいでありまして、どれくらいになりますか、七千五百円といふと、十四万幾らになると思ひますが、とにかく二十万円でいふくらいに予算でありますので、こういう解体に伴つて、地方自治の強化をいたします上に、それくらいは國家の金は止むを得ないと考へております。

○黒川武雄君 期限のことは……

○政府委員(林義三君) この財政委員会の期限一年という点でございますが、これは私は固より地方財政といふものはいろいろ大切なことであると共に、なか／＼中央財政ともこれは表裏をなしておる複雑な問題でありますので、この自主化といふことを企てて、相当効果あらしめるように持つて行きます。今後は國家として地方としても多大な努力を要するものと思はれるのであります。併しなから一方地方分権といふことも亦これをやらなければ國體を欠くと存じます。又これは地方分権を一日も早く実現して、地方の民主化といふものの實際の姿を作り上げるといふことも國家として急務だと存するわけでありまして、そこで相当努力を要し、相当苦勞もございまして、併し余りにこれを長く掛けることも適當ではない、かように考へるわけでございます。

○委員長(吉川末次郎君) この際申上げますが、内務大臣から申出がございまして、只今林國務相の問題について閣議が開会されておる途中にございまして、特に御出席を願つておりますので、内務大臣にこの際本法案に關しまして特に聴いて置きたいといふような條項につきましてのみ先に一つ御質問を願ひたいと思ひます。尙地方局長その他の政府委員の答弁で大体用が足りるといふ質問は、後に残して置いて、内務大臣に對する質問だけ先にして置きたいと思ひます。

○中井光次君 只今の地方財政委員会、御説明を承つたのであります。前に御撤回になりました際には、内務省の解体と同時に、公安廳、地方自治委員会、建設院というような案を同時に具して御提案になりましたので、當時は案を頂いても或る形を保持することができたのであります。その後御撤回になつて、或いは警察法となり、或いは地方財政委員会となり、ばらばらに出て来るのであります。或いは選挙の問題でありますとか、建設院の問題でありますとか、その他我々の氣が付かない部分につきましての内務省解体に伴う國家の方法につきましては、殊に建設院の問題等は、そのまゝになつておるわけでありまして、全

なければならぬ、そういうことはいずれもこの條文の中からは出て来ないと思います。ただ實際問題としては、やはり市長会とか、町村長会とか、或いは都道府縣知事の聯合会、そういう

方面と総理大臣と相談をしまして、それとしてそれから推薦される方とそれから総理大臣の考える方と一致するところを以て、恐らく総理大臣が任命す

るという結論に相成るであらうと予想されるのであります。

○鈴木直人君 分りました。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑
ございませんか。

○中川光次君 その経緯があつてこ

いうような地方財政委員会となつて、計画立案機關になつたようであります。が、これは結局この委員会で地方財政

に關する根本を決めることになるのであります。が、今まで我々の考へて來たのは、地方財政委員会なるものを設

時にあらずして置いて、それを中心に
して行つたらどうかというような考
えを持つておつたのでありまするが、

の点につきまして全然変つた形になりましたにつきましては、特にそういふ委員会によつてやつて行くことを関係

筋で好まない、或いは何かそこに特別な理由でもあつたのでありまするか。その辺のことを一遍伺つて見たいと思

○政府委員(林敬三君)　これが企画立案のための臨時機関ということを主

る目的とする委員会にいたしました所以のものは、当面の地方財政について一番重要な問題は、地方の財政をい

かなる方法によつて、どういふふうにして速かに健全化し自主化して行くかという問題であります。その点に重点

地方分興税法その他の法令により、

う法律を実施したとして、一月一日から発足した。○鈴木直人君 簡単にあり、第四條の地方財政委員会の構成で五人出し、町村長の代表者を七人出

を置いて、それを速かなる期間に、むしろ期限を附けてその実行を図るというところが一番大切である。この観点からこの一年の臨時機関として、その間に主たる目的としては、第二條に掲げてある財政自主化の法律案を計画し提案する機関であるということを示す。○委員長(吉川末次郎君) 速記を止め

〔速記中止〕
○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め

て。外に御質疑ありませんか。
○鈴木直人君 この地方財政委員会は企画立案の役割を果すものであります。この企画立案が、企画立案された通り内閣におきましてそれを実行に移すということがなければ、単に企画立案しても何らの意味をなさないといふことになると思ひます。それで実行し得る企画立案を作るといふ場合には税制におきまして、予算におきまして、國の公益ということがありますが、國自身の税、予算というものと、地方公共団体の取るべき税、予算というものの間に、相当調整を図る必要があると思ひます。予算が少い場合には、例えば地方分與税などにいたしまして、地方の財政自主化のために相当多額を要するといふ場合におきまして、國全体から見ると、非常に予算が少いということになります。又税を委譲するということになりまして、そうなりますと、國自身の國税というものが減少するといふことになるのであります。この兩者を調和するといふことは、内閣におけるところの非常な政治力を必要とすると思ひます。そこでその中心

に当りまする者は五人の委員であり、その代表者は他の行政事務を分擔管理しない國務大臣、これは閣議において相當の力を持たなければならぬといふことになるのであります。この國務大臣の政治力というものは、この構成といふものによつて直ちに実施し得る、永遠に自主化を図り得るような計画立案ができると思ひます。○政府委員(林敏三君) 御尤もな御心配でございます。実行し得るような地方財政自主化の立案をいたしました。これは、この第二條の初めにもありますように、國の予算と公共団体の予算、或いは國の財政と公共団体の財政との間にどういふふうな調和の取れた一線を画するかとすることに歸するものであります。それでこれをやりましては、お話の通り内閣における、これを繰り上げて、作り上げて実行する非常な政治力というものが必要であると存じます。これがために、一番この点の苦心を要するのには、大藏當局との間の調和といふ点であります。この点につきましては、委員長になりましてこの國務大臣の方の閣

議における力に俟つことも多大であると存じます。又國會議員の中から代表として出られる方の力による場合も一つにはあると存じます。その外には、或いは必要に応じては、財政の専門家といふような方を特に高級の顧問としてお願い申し上げるようなことも考えなければいけないと思ひます。或いは大藏省の首脳部といふものをこの委員会に迎えて、臨時にいろいろ便宜上協力して頂いて、作り上げるといふような方法も考えなければいけないかと存じます。又事務局の職員にも大藏省関係の出身者を入れて、その方の専門知識も導入して、その間の調和のとれたものを作り上げなければいけないのではないかと、いろいろの運用の上においては考えられてゐるのであります。

○政府委員(林敏三君) 御尤もな御心配でございます。実行し得るような地方財政自主化の立案をいたしました。これは、この第二條の初めにもありますように、國の予算と公共団体の予算、或いは國の財政と公共団体の財政との間にどういふふうな調和の取れた一線を画するかとすることに歸するものであります。それでこれをやりましては、お話の通り内閣における、これを繰り上げて、作り上げて実行する非常な政治力というものが必要であると存じます。これがために、一番この点の苦心を要するのには、大藏當局との間の調和といふ点であります。この点につきましては、委員長になりましてこの國務大臣の方の閣議における力に俟つことも多大であると存じます。又國會議員の中から代表として出られる方の力による場合も一つにはあると存じます。その外には、或いは必要に応じては、財政の専門家といふような方を特に高級の顧問としてお願い申し上げるようなことも考えなければいけないと思ひます。或いは大藏省の首脳部といふものをこの委員会に迎えて、臨時にいろいろ便宜上協力して頂いて、作り上げるといふような方法も考えなければいけないかと存じます。又事務局の職員にも大藏省関係の出身者を入れて、その方の専門知識も導入して、その間の調和のとれたものを作り上げなければいけないのではないかと、いろいろの運用の上においては考えられてゐるのであります。

御質問の点は、私共も全く実は憂いて同じやうして、心の底で心配しておる点であります。併しそれをこの法律案を通して是非実行して行かなければならない、かように考えておるような次第でございます。
○岡本愛祐君 尙お尋ねいたしますが、九十日以内に立案しまして、國會議員に提出しなければならぬ。一應國會議員に提出して議決を得ましたものに対して、存続期間一年以内に、又改正の必要がある、あの計画を一應立てたけれども、不備だから尙改正しなければならぬといふ場合には、どうするの。その規定が欠けておるように思ひます。

○政府委員(林敏三君) 御尤もな御心配でございます。実行し得るような地方財政自主化の立案をいたしました。これは、この第二條の初めにもありますように、國の予算と公共団体の予算、或いは國の財政と公共団体の財政との間にどういふふうな調和の取れた一線を画するかとすることに歸するものであります。それでこれをやりましては、お話の通り内閣における、これを繰り上げて、作り上げて実行する非常な政治力というものが必要であると存じます。これがために、一番この点の苦心を要するのには、大藏當局との間の調和といふ点であります。この点につきましては、委員長になりましてこの國務大臣の方の閣議における力に俟つことも多大であると存じます。又國會議員の中から代表として出られる方の力による場合も一つにはあると存じます。その外には、或いは必要に応じては、財政の専門家といふような方を特に高級の顧問としてお願い申し上げるようなことも考えなければいけないと思ひます。或いは大藏省の首脳部といふものをこの委員会に迎えて、臨時にいろいろ便宜上協力して頂いて、作り上げるといふような方法も考えなければいけないかと存じます。又事務局の職員にも大藏省関係の出身者を入れて、その方の専門知識も導入して、その間の調和のとれたものを作り上げなければいけないのではないかと、いろいろの運用の上においては考えられてゐるのであります。

○政府委員(林敏三君) 御尤もな御心配でございます。実行し得るような地方財政自主化の立案をいたしました。これは、この第二條の初めにもありますように、國の予算と公共団体の予算、或いは國の財政と公共団体の財政との間にどういふふうな調和の取れた一線を画するかとすることに歸するものであります。それでこれをやりましては、お話の通り内閣における、これを繰り上げて、作り上げて実行する非常な政治力というものが必要であると存じます。これがために、一番この点の苦心を要するのには、大藏當局との間の調和といふ点であります。この点につきましては、委員長になりましてこの國務大臣の方の閣議における力に俟つことも多大であると存じます。又國會議員の中から代表として出られる方の力による場合も一つにはあると存じます。その外には、或いは必要に応じては、財政の専門家といふような方を特に高級の顧問としてお願い申し上げるようなことも考えなければいけないと思ひます。或いは大藏省の首脳部といふものをこの委員会に迎えて、臨時にいろいろ便宜上協力して頂いて、作り上げるといふような方法も考えなければいけないかと存じます。又事務局の職員にも大藏省関係の出身者を入れて、その方の専門知識も導入して、その間の調和のとれたものを作り上げなければいけないのではないかと、いろいろの運用の上においては考えられてゐるのであります。

○政府委員(林敏三君) 御尤もな御心配でございます。実行し得るような地方財政自主化の立案をいたしました。これは、この第二條の初めにもありますように、國の予算と公共団体の予算、或いは國の財政と公共団体の財政との間にどういふふうな調和の取れた一線を画するかとすることに歸するものであります。それでこれをやりましては、お話の通り内閣における、これを繰り上げて、作り上げて実行する非常な政治力というものが必要であると存じます。これがために、一番この点の苦心を要するのには、大藏當局との間の調和といふ点であります。この点につきましては、委員長になりましてこの國務大臣の方の閣議における力に俟つことも多大であると存じます。又國會議員の中から代表として出られる方の力による場合も一つにはあると存じます。その外には、或いは必要に応じては、財政の専門家といふような方を特に高級の顧問としてお願い申し上げるようなことも考えなければいけないと思ひます。或いは大藏省の首脳部といふものをこの委員会に迎えて、臨時にいろいろ便宜上協力して頂いて、作り上げるといふような方法も考えなければいけないかと存じます。又事務局の職員にも大藏省関係の出身者を入れて、その方の専門知識も導入して、その間の調和のとれたものを作り上げなければいけないのではないかと、いろいろの運用の上においては考えられてゐるのであります。

○政府委員(林敏三君) 御尤もな御心配でございます。実行し得るような地方財政自主化の立案をいたしました。これは、この第二條の初めにもありますように、國の予算と公共団体の予算、或いは國の財政と公共団体の財政との間にどういふふうな調和の取れた一線を画するかとすることに歸するものであります。それでこれをやりましては、お話の通り内閣における、これを繰り上げて、作り上げて実行する非常な政治力というものが必要であると存じます。これがために、一番この点の苦心を要するのには、大藏當局との間の調和といふ点であります。この点につきましては、委員長になりましてこの國務大臣の方の閣議における力に俟つことも多大であると存じます。又國會議員の中から代表として出られる方の力による場合も一つにはあると存じます。その外には、或いは必要に応じては、財政の専門家といふような方を特に高級の顧問としてお願い申し上げるようなことも考えなければいけないと思ひます。或いは大藏省の首脳部といふものをこの委員会に迎えて、臨時にいろいろ便宜上協力して頂いて、作り上げるといふような方法も考えなければいけないかと存じます。又事務局の職員にも大藏省関係の出身者を入れて、その方の専門知識も導入して、その間の調和のとれたものを作り上げなければいけないのではないかと、いろいろの運用の上においては考えられてゐるのであります。

○政府委員(林敏三君) 御尤もな御心配でございます。実行し得るような地方財政自主化の立案をいたしました。これは、この第二條の初めにもありますように、國の予算と公共団体の予算、或いは國の財政と公共団体の財政との間にどういふふうな調和の取れた一線を画するかとすることに歸するものであります。それでこれをやりましては、お話の通り内閣における、これを繰り上げて、作り上げて実行する非常な政治力というものが必要であると存じます。これがために、一番この点の苦心を要するのには、大藏當局との間の調和といふ点であります。この点につきましては、委員長になりましてこの國務大臣の方の閣議における力に俟つことも多大であると存じます。又國會議員の中から代表として出られる方の力による場合も一つにはあると存じます。その外には、或いは必要に応じては、財政の専門家といふような方を特に高級の顧問としてお願い申し上げるようなことも考えなければいけないと思ひます。或いは大藏省の首脳部といふものをこの委員会に迎えて、臨時にいろいろ便宜上協力して頂いて、作り上げるといふような方法も考えなければいけないかと存じます。又事務局の職員にも大藏省関係の出身者を入れて、その方の専門知識も導入して、その間の調和のとれたものを作り上げなければいけないのではないかと、いろいろの運用の上においては考えられてゐるのであります。

尙、事實上の財政探

○委員長(吉川末次郎君)、
はごさいませんか。

○政府委員(林敬三君)

○阿竹齋次郎君　そうすると、知事は

○政府委員(林敬三君)　そういふふう

じば東京にお寄りを願わなければなら

Figure 1. A schematic diagram of the experimental setup. The subject is seated in a chair, viewing a video screen. The screen displays a target (a red dot) and a starting point (a black dot). The subject's hand is positioned at the starting point. The distance between the starting point and the target is labeled as d . The subject's hand is moved towards the target, and the distance between the hand and the target is labeled as x . The subject's hand is stopped at the target, and the distance between the hand and the target is labeled as x_f . The subject's hand is then moved back to the starting point, and the distance between the hand and the starting point is labeled as x_b . The subject's hand is stopped at the starting point, and the distance between the hand and the starting point is labeled as x_{b0} . The subject's hand is then moved towards the target again, and the distance between the hand and the target is labeled as x . The subject's hand is stopped at the target, and the distance between the hand and the target is labeled as x_f . The subject's hand is then moved back to the starting point, and the distance between the hand and the starting point is labeled as x_b . The subject's hand is stopped at the starting point, and the distance between the hand and the starting point is labeled as x_{b0} .

は、係給としますか、次官、局長で

尙も一つ附加えますと、実はこれ

110

○阿竹齋次郎君
どうも説明して貰う

当に忠実ならざ。

○中井光次君
先程お話をあつたけれど

いするか、命令が強ければ、いわけ

○政府委員(林敬三君)
御心配の点上

考慮すべき点がある点と存在する

でございます。
○阿竹齋次郎君、その、知事は

と、本俸というのは、局長が千五百圓、
か千六百圓くらいのものでございま

まつたり、或いは月に百圓とか三十圓
とかというような、殊に他所の委員と

非常に一人相撲のことになつて、極め
ても横を向かれても困るように思われ

の民主化という点から、民主的な機関
として作り上げます場合にかなう人

数の比率になつて参つた次第でござい
ます。併しながらその点はそうとい
しまして、お話のように、これで今
中井委員が御心配になつたようなことを
懸念せず参りますと、單なる陳情團
体みたいな、陳情委員会みたいに墮し
ても危険なきにしも非ずと存するの
であります。大蔵当局との間の連絡
ということについては、これは十分に
人的にも或いは運営の上においてもや
りまして、いわゆる呑み込めるような
案を作り上げて、これを実施に移して
参りたいと存するのであります。それ
からその委員会が一番働いて頂かな
ければならないのが、國務大臣であ
り、又その次に働いて頂かなければな
らんののは國會議員の方だと存するの
であります。併し結局これをやります上
においてはやはりただここで決めた
けではなく、閣議で以てこれが通つて
決定にならなければ、どうしても実行
の方に進むわけには参らないのでござ
いますし、更にこれは法律化し、予算化
しなければ実行はできないのでござい
ます。いわゆる政府側の閣議と、それ
から國會の議決というこの両方が必
要になつて参つて來ると存します。そ
こでいわゆるそれを両方通り得るよう
な案でなければ、ここで実行案として
の作成はできないわけでございます
ので、その点も考えて頂きますれば、
相當な苦心の必要であることは事實であ
りますけれども、それらを考へて実行に
移して行けばやつて行けるのではない
か、かように存する次第でございます。
○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑
がなければ本日はこれを以て散會いた
します。

午前十一時五十一分散會

出席者は左の通り。

委員長

吉川末次郎君

理事

中井 光次君
鈴木 直人君

委員

羽生 三七君

村尾 重雄君

奥 主一郎君

大隅 憲二君

黒川 武雄君

岡本 愛祐君

阿竹齋次郎君

池田 恒雄君

國務大臣

內務大臣 木村小左衛門君

政府委員

內務事務官
(地方局長) 林 敬三君

昭和二十三年四月九日印刷

昭和二十三年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局